

「IAJapan 技能試験に関する方針（URP24）」制定要旨

認定センター技術管理グループ

I. 制定の背景：ILAC P9 の改正

2010年10月にILAC-P9が改正された。この改正では、PT利用の新たな流れ、即ち「海外における民間の技能試験提供者の活用の拡大」、「試験所・校正機関ごとの最適な技能試験の参加頻度の設定」を反映し、従来の“主要な副分野（major sub-disciplines）”の概念の一貫した適用の難しさ故に、この概念が削除された。これに伴い、技能試験参加頻度の考え方が変更され、また、技能試験ができない場合の代替手法についての合意が必要となった。

1. 技能試験参加頻度の考え方

新旧ILAC-P9の技能試験参加頻度の考え方は、それぞれ次のとおりである。

(1) ILAC-P9:2005 4.1 項

試験事業者・校正事業者ごとの適切な技能試験活動の推奨される最小限の量

- ・ 認定を受ける前に一つの活動
- ・ 4年のうちに試験事業者・校正事業者の認定範囲の主要な副分野ごとに一つの活動

(2) ILAC-P9:11/2010 4.2 項

試験事業者・校正事業者の（認定）範囲に基づく最小限の技能試験活動

- ・ 技能試験が利用可能かつ適切である場合は、認定を取得する前の満足な参加の証拠
- ・ 試験事業者・校正事業者の認定範囲に対して適切であり、かつ、技能試験参加計画と整合している継続的活動

基本的な考え方が「4年に一回、技能試験参加を要求」から「自主的に技能試験参加計画を策定し、これに基づく技能試験参加を要求」に変わっている。

2. 技能試験ができない場合の代替手法について、認定機関と事業者との合意の必要性

従前は、適切な技能試験が存在しない又は現実的でないときの要求事項はなかったが、新ILAC-P9では、このような場合は、認定機関と個々の試験所・校正機関との間で協議し、パフォーマンス（技術的能力）が評価され監視されるような適切な代替方法について合意しなければならないこととされた（4.6項）。

このため、特に試験分野において、（認定）試験所数が少なく技能試験が実施できなかったため、現地審査の模擬試験で代替していたケースについては、その模擬試験を以て適切にパフォーマンスが評価され監視されるという認定機関側の技術的根拠に基づき、認定機関と試験事業者が協議し、合意しなければならない。

代替手法には、以下のような試験所間比較や、模擬試験の結果の活用が考えられるが、個々の認定試験事業者の該当する認定範囲に対して適切であることが必要である。

- ・ ある手法のパフォーマンス特性（performance characteristics）の評価
- ・ 標準物質の値付け
- ・ 事業者自身が企画する、二以上の事業者の測定結果の比較

II. 統一要求事項制定の必要性

これらに加え、新 ILAC P9 では、参加者、技能試験提供者に対する情報提供が要求事項となったことから、認定（登録）プログラム別一般要求事項に分散して定めていた技能試験要求事項を一つの文書にまとめ、新たに「IAJapan 技能試験に関する要求事項（URP24）」を制定することとした。

新しい技能試験に関する要求事項の概要は、校正分野・試験分野について、それぞれ次のとおりである。

(1) 校正分野（JCSS、ASNITE）

- ◆技能試験参加計画の策定、その計画の IAJapan による審査（新規要求）。
- ◆校正分野では今までどおり、少なくとも四年に一回、技能試験又は測定監査を受けていれば、実質的な変更はない。

(2) 試験分野（JNLA、ASNITE）

- ◆技能試験参加計画の策定、その計画の IAJapan による審査（新規要求）。
- ◆試験分野のうち、今まで、少なくとも四年に一回、技能試験を受けていれば、実質的な変更はない。
- ◆技能試験が存在しない又は現実的でないときは、パフォーマンスが評価され監視される適切な代替手法を、個々の試験事業者と IAJapan の間で合意（新規要求）。

III. 「IAJapan 技能試験に関する要求事項（URP24）」のポイント

- ◆新しい技能試験に関する国際規格である ISO/IEC 17043 に対応させた。【全体】
- ◆JIS Q 0043-1 と JIS Q 0043-2 の適用は JIS Q 17043 の制定日までとした。【経過措置】
- ◆IAJapan が利用可能な技能試験の範囲を、実質的に拡張した（例えば ILAC G13 で認定された外国の技能試験提供者など）。【5.1 項】
- ◆IAJapan が利用可能な試験所間比較の範囲を定めた。【5.2 項】
- ◆新しい概念である「技能試験参加計画」の条件を定めた。【6.1 項】
- ◆IAJapan を経由せずに参加した技能試験の結果が「疑わしい」又は「不満足」であった場合の IAJapan への通知義務及び必要な是正処置の義務を定めた。【6.3 項】
- ◆MLAP、JCSS、JNLA 及び ASNITE ごとの要求事項を定めた。【7.1 項～7.4 項】
- ◆適切な技能試験がない又は現実的でない分野の代替手法について定めた。【8 項】
- ◆技能試験参加計画についての IAJapan からの情報提供について定めた。【9 項】
- ◆技能試験提供者に対する IAJapan からの情報提供について定めた。【10 項】
- ◆技能試験に関する国際要求事項（ILAC P9）及び地域要求事項（APLAC TC008）について参考として記載した。【附属書 A】
- ◆技能試験参加計画の例を参考として記載した。【附属書 B】
- ◆技能試験等の代替手法に関する、審査チームリーダーと事業者の代表者との合意例を、参考として記載した。【附属書 C】
- ◆IAJapan による活用実績がある技能試験提供者の一覧を作成した。【附属書 D】
- ◆技能試験結果のパフォーマンスの評価について記載した。試験分野（z スコア）については JNLA 技能試験最終報告書を参考とした。【附属書 E】

以上